

不定期刊行物

翔べ、優駿

(第 25 号)平成 19 年 1 月 1 日発行

発行者 司法書士田原良隆事務所 代表者 田原良隆

〒698-0025

島根県益田市あけぼの西町 8-12

TEL:(0856)22-2073

FAX:(0856)24-2785

URL:<http://www.tabara-office.com/>

【「翔べ、優駿」の縁】長男「翔」、長女「優」、二男「駿」の名前を単純に並べたもの。

謹賀新年

旧年中は、格別のお引き立てにあずかり、厚く御礼申し上げます。どうか本年もよろしくお願いいたします。

昨年の当事務所の最大のニュースは、事務所設立以来、約 17 年間営業営んできた創業の地を離れ、事務所を移転したことでしょう。これまでの事務所は、2 階にあったため、高齢の方や体に障害のある方にとっては、気軽に相談に来ていただけない環境にありました。そこで、1 階にある新事務所へ移転いたしました。以上は建前ですが、本当は何よりも、私自身が 50 歳を越え、高齢者の仲間入りをしてしまい、階段の上り下りがきつくなってきたというのが、本当の理由です。

また、我が家では長女「優」が大学に進学し、家を出て行ったことが最大のニュースです。お陰でこれまでは勉強しない受験生の長女「優」に集中的に向けられていた妻の愚痴の矛先が、私と二男「駿」に向かってくるようになり、2 人とも閉口しています。それに次ぐニュースは、二男「駿」がスポーツ少年団に入り野球を始めたことです。下手なくせに、井端モデルのグローブが欲しい、松井モデルのバットが欲しいなどと、道具にばかりこだわるのは、どこかの中年ゴルファーみたいで、これも男の本性でしょうか。弘法、筆を選ばずという言葉の意味をじっくり教える必要があると反省しています。

本年が皆様にとって良い年になることをお祈りします。

会社法施行に伴う支店所在地での登記事項

従来、会社の支店所在地においては、本店所在地と同じ内容の登記がされてきました。ところが、昨年 5 月 1 日の会社法施行に伴い支店所在地における登記の内容が大幅に簡略

化されました。会社法が定めている支店所在地での登記事項は、1,商号（会社の名称）、2,本店の所在場所（本社の住所）、3,その支店の所在場所（支店の住所）の3点だけです。詳しい内容が知りたければ、本店所在地で登記事項証明書（従来は「登記簿謄本」と呼ばれていたもの）を取りなさいということになりました。

この支店における登記事項の簡略化により、会社の登記費用の負担は軽くなりました。すなわち、従前の株式会社では2年ごとの役員変更の度に、全ての支店所在地でも同じ役員変更登記をしなければなりません。そして、支店1カ所ごとに6,000円（大会社では9,000円）の登録免許税（収入印紙）が必要でした。会社の登記費用は、会社法の施行により、かなり軽減されました。

しかし、昨今の国の財政事情から、そのような減税ばかりのうまい話があるはずはありません。確かに、支店があるような比較的大きな企業の登録免許税の負担は軽減されました。しかし、その税収減は会社の登記ではなく不動産の登記によって補われています。いや、むしろ増税と言っていいでしょう。一般国民がマイホームを建築する際には銀行の住宅ローンを利用することがほとんどですが、その際にはマイホームに抵当権を設定登記をします。そして、ようやく住宅ローンを返し終わると、抵当権を抹消登記をします。その際、委任状に押印した銀行の頭取が本物かどうかを確認するために、銀行の登記事項証明書を登記申請書と一緒に法務局へ提出しなければなりません。支店所在地の法務局へ登記を申請する場合には、支店にも本店と同じ登記がされているので、登記事項証明書を省略することが認められていました。ところが、今回の支店所在地での登記事項の簡略化によって、支店では頭取の氏名は登記されなくなりましたので、抵当権の登記の度に、銀行の登記事項証明書を登記申請書と一緒に提出しなければならなくなったのです。ちなみに、登記事項証明書は1通1,000円です。会社の支店の登記の件数に比べると抵当権の登記の件数は2桁以上多いのが現状ですから、これは大增税です。うまい話には裏があるという典型でしょう。